

等級及び職制上の段階ごとの職員数（令和6年4月1日）

行政職給料表

焼津市

等級	等級別基準職務表に規定する 基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		人	%	職名	人	人	%	段階
1級	事務員又は技術員の職務	36	4.6%	事務員	27	468	59.5%	係員級
				技術員	9			
				計	36			
2級	主事又は技師の職務 保育士又は教諭の職務	98	12.5%	主事	68	468	59.5%	係員級
				技師	16			
				教諭	4			
				保育士	10			
				計	98			
3級	主任主事又は主任技師の職務 主任保育士又は主任教諭の職務	106	13.4%	主任主事	72	468	59.5%	係員級
				主任	8			
				主任技師	8			
				主任教諭	2			
				主任保育士	16			
				計	106			
4級	主査の職務	228	29.0%	主査	227	468	59.5%	係員級
				専門員	1			
				計	228			
5級	係長又は主任主査の職務 指導主事の職務	157	20.0%	係長	66	157	20.0%	係長級
				所長	8			
				室長	2			
				園長	8			
				主任主査	54			
				指導主事	10			
				副園長	4			
				調整監	5			
				計	157			
6級	統括主幹又は主幹の職務 主席指導主事の職務	79	10.0%	統括主幹	2	79	10.0%	課長補佐級
				主幹	64			
				室長	2			
				園長	2			
				主席指導主事	5			
				所長	3			
				副出納室長	1			
				計	79			
7級	課長の職務 参事の職務	58	7.4%	課長	47	58	7.4%	課長級
				事務局長	1			
				所長	4			
				室長	2			
				参事	2			
				市長戦略監	2			
				計	58			
8級	部長の職務 会計管理者の職務 理事の職務 次長の職務 参与の職務	24	3.1%	部長	13	24	3.1%	部長級
				事務局長	2			
				次長	7			
				参与	1			
				会計管理者	1			
				計	24			
合計		786	100.0%					

医療職給料表（二）

焼津市

等級	等級別基準職務表に規定する 基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		人	%	職名	人	人	%	段階
2級	管理栄養士又は栄養士の職務	1	100.0%	管理栄養士	1	1	100.0%	係員級
				計	1			
3級	主任の職務	0	0.0%		0			
4級	主査の職務	0	0.0%		0			
5級	係長又は主任主査の職務	0	0.0%		0	0	0.0%	係長級
6級	室長の職務 課長の職務 参事又は主幹の職務	0	0.0%		0	0	0.0%	課長級
7級	部長の職務	0	0.0%		0	0	0.0%	部長級
	合計	1	100.0%					

医療職給料表（三）

焼津市

等級	等級別基準職務表に規定する 基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		人	%	職名	人	人	%	段階
2級	保健師、助産師又は看護師の職務	10	34.5%	保健師	10	22	75.9%	係員級
				計	10			
3級	相当な知識経験に基づき業務を処理 する保健師、助産師又は看護師の職務	5	17.3%	保健師 主任	4 1			
4級	主任又は副主任の職務 主査の職務	7	24.1%	主査	7			
5級	係長又は主任主査の職務	4	13.8%	主任主査	4	4	13.8%	係長級
6級	室長の職務 課長の職務 参事又は主幹の職務	3	10.3%	主幹	3	3	10.3%	課長級
7級	部長の職務 参与の職務	0	0.0%		0	0	0.0%	部長級
	合計	29	100.0%					

特定任期付職員

焼津市

号給	標準的な職務	合計		内訳	
		人	%	職名	人
1号給	高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して業務に従事する職務	0	0%		0
2号給	高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して困難な業務に従事する職務	0	0%		0
3号給	高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して特に困難な業務に従事する職務	1	50%	D X推進専門監	1
4号給	特に高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して特に困難な業務に従事する職務	1	50%	法務専門監	1
5号給	特に高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して特に困難な業務で重要なものに従事する職務	0	0%		0
6号給	極めて高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者がその知識経験等を活用して特に困難な業務で重要なものに従事する職務	0	0%		0
7号給	極めて高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者がその知識経験等を活用して特に困難な業務で特に重要なものに従事する職務	0	0%		0
	合計	2	100%		